

7 申告書の作成例

【事例1】暦年課税（特例税率）を適用する場合

私(国税壮太郎)は、祖父(国税一郎)から現金500万円の贈与を受けました。祖父は直系尊属であり、私は令和5年1月1日において18歳以上ですので、「特例税率」^(注)を適用して暦年課税により申告します。
 なお、私は、令和4年分の贈与税の申告において、祖父からの贈与について、「特例税率」の適用を受けるために、贈与者との続柄を明らかにする書類を申告書に添付して麹町税務署へ提出しています。
 (注) 「特例税率」については、33ページを参照してください。

麹町 税務署長 令和 05 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) 修正 FD 4 7 5 1

提出用 税務署 受付印 明治 大正 昭和 平成 令和

住所 千代田区霞が関3丁目1番1号
 フリガナ コクセイイイチロウ
 氏名 国税 壮太郎
 個人番号 3590925
 職業 会社員

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
 千代田区霞が関3丁目1番1号
 コクセイイイチロウ
 3081103 親

特例税率の適用を受けるための左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

令和 05 年 09 月 19 日
 令和 04 年分 麹町 署

特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ① 5000000

基礎控除額 ② 1100000

③に対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】を使用して計算します。(申告書第一表の⑦欄に転記します。) ④ 485000

【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

【合計欄】

暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③)	④	5000000
基礎控除額	⑤	1100000
⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	3900000
⑥に対する税額	⑦	485000
外国税額の控除額	⑧	
医療法人持分税額控除額	⑨	
差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩	485000
相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪	
相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫	
課税価格の合計額(①+②+⑪)	⑬	5000000
差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫)	⑭	485000
農地等納税額	⑮	
株式等納税額	⑯	
特例株式等納税額	⑰	
医療法人持分納税額	⑱	
事業用資産納税額	⑲	
申告期限までに納付すべき税額(⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)	⑳	485000
申告書の修正前の差引税額の合計額(納付すべき税額)	㉑	
申告書の修正前の差引税額の増加額(⑬-⑭)	㉒	
申告書の修正前の差引税額の増加額(⑱-⑲)	㉓	
申告書の修正前の差引税額の増加額(㉑-㉒)	㉔	
申告書の修正前の差引税額の増加額(㉑-㉓)	㉕	

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

過去に特例税率の適用を受けるために、左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、「提出した年分」及び「税務署名」を記入します。

転記します。

「特例贈与財産」(33ページ参照)のみを贈与により取得し、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、42ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)」の「○特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算します。
 なお、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、税務署に提出する必要はありません。

贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税(暦年課税)の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に沿って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の人に限り、直系尊属(父母や祖父など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。))に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額(申告書第一表の①の金額)	A	5,000,000円	(例) 特例贈与財産6,000,000円を取得した場合
基礎控除額	B	1,100,000円	特例贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。
Bの控除後の課税価格【A-B】	C	3,900,000円	
Cに対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】を使用して計算します。(申告書第一表の⑦欄に転記します。)	D	485,000円	A6,000,000円-B1,100,000円=C4,900,000円 C4,900,000円×20%(特例税率)-300,000円(控除額)=D680,000円

【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

<ご注意ください!> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入します(当該書類を重ねて提出する必要はありません)。

① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき

② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき

※ 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

特例贈与財産の価額の合計額(A)5,000,000円から基礎控除額(B)1,100,000円を控除した課税価格(C)3,900,000円に【速算表(特例贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた特例税率(15%)及び控除額(100,000円)を使用して贈与税額(D)485,000円を計算します。

一般贈与財産のみを贈与により取得した場合

「一般贈与財産」(33ページ参照)のみを贈与により取得し、「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、42ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)」の「○一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算してください。

一般の贈与

一般の贈与